

三 その特許出願が前項、次条第一項（第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

3 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を**優先権証明書類等**とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、**優先権証明書類等**の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に**優先権証明書類等**を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

5 **優先権証明書類等**に記載されている事項を電磁的方法によりパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関

〈第六十條の十第二項で準用する特許法第四十三條第三項〉

〈第十三條第一項で準用する特許法第四十三條第三項〉

〈第六十條の十第二項で準用する特許法第四十三條第四項〉

〈第十三條第一項で準用する特許法第四十三條第四項〉

〈第六十條の十第二項で準用する特許法第四十三條第五項〉

する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、**優先権証明書等**を提出したものとみなす。

6 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に**優先権証明書等**又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならぬ。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、**優先権証明書等**又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することができる。

〈第六十条の十第二項で準用する特許法第四十三条第六項〉

〈第六十条の十第二項で準用する特許法第四十三条第七項〉

〈第十三条第一項で準用する特許法第四十三条第七項 同項中「前項の規定による通知を受けた者は」とあるのは、「第二項に規定する書類を提出する者は、同項に規定する期間内に同項に規定する書類を提出することができないときは、その期間が経過した後であつても」と、「第二項に規定する書類又は第五項に規定する書面」とあるのは、「経済産業省令で定めるところにより、同項に規定する書類」と読み替える。〉